

茨城工業高等専門学校広報委員会規則

〔平成11年6月18日〕
制 定

(設置)

第1条 茨城工業高等専門学校（以下「本校」という。）に、本校の広報活動に関する事項を審議するため、広報委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、学生、保護者、職員、卒業生及びその他関係機関並びに地域社会に対し、広報活動を通じ本校を正しく認識させることを目的とする。

(審議事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 広報活動の基本方針に関すること。
- (2) 広報誌に関すること。
- (3) 公開講座の広報に関すること。
- (4) 行政機関及び企業への広報に関すること。
- (5) 出版活動に関すること。
- (6) ホームページの掲載内容に関すること。
- (7) 茨城工業高等専門学校中期計画検討委員会規則第2条第2号に規定する年度計画の検討及び改善に関すること。（他の委員会等に属するものを除く。）
- (8) 茨城工業高等専門学校自己点検・評価委員会規則第2条第3号別表1の点検・評価方法欄に記載された事項の実施・改善に関すること。（他の委員会等に属するものを除く。）
- (9) その他広報上、特に必要な事項

(組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 広報室長
- (2) 副広報室長
- (3) 副校長（総務）補佐
- (4) 副学術総合情報センター長 1人
- (5) 教務主事補、学生主事補及び寮務主事補 各1人
- (6) 副校長（専攻科長）補佐
- (7) 副地域共同テクノセンター長
- (8) 副グローバル教育センター長
- (9) 各系及び一般教養部から選出された教員（第3号から前号までに掲げる教員の当該各系等を除くことができる。） 各1人
- (10) 広報室員
- (11) 事務部長、総務課長及び学生課長
- (12) その他校長が必要と認めた者

2 前項に掲げる委員は、校長が任命する。

(任期)

第5条 前条第1項第9号に掲げる委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、広報室長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、副広報室長がその職務を代行する。

(定足数及び議決方法)

第7条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(広報資料の管理)

第8条の2 本校の広報活動に関する全ての広報資料は、総務課が一元的に管理するものとする。

(事務)

第9条 委員会の事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成10年6月18日から施行する。

2 茨城工業高等専門学校広報誌委員会規則(昭和50年6月5日制定)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年11月1日から施行し、平成13年10月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月19日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成18年8月9日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年6月5日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成 30 年 1 月 18 日から施行する。
- 2 学則附則（平成 29 年 4 月 1 日施行）第 2 項に規定する学科に在籍者が在学するまでの間、この規則による改正後の茨城工業高等専門学校広報委員会規則第 4 条の規定にかかわらず、在籍者がいる学科からも教員を選出するものとする。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 4 年 5 月 11 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。